



月刊 千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 | (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.3.26 No.3187

正当なストライキ(3/18-21)への 不当処分策動を断じて許すな!



津田沼支部 組合事務所の
封鎖を強行するJR当局

JR東日本は、動労千葉の三月一八日ストライキの時間前だおし戦術に對して、「違法行為」、「違法なスト」などと、けたたましい悲鳴をあげ、あるうことか不当処分を画策するとう断じて許すことのできない攻撃にでてきている。
我々は、正当なストに對するいささかの処分・弾圧も断じて許すことなく、組織の団結力をうちかため、総力をあげては

組合事務所封鎖・ロックアウト・勤務途中者(泊仕事)の休養室からの排除!この前代未聞の不当・不法行為をどうして許せようか!

ね返すことをあきらかにする。

JR当局
JR総連
一体となった
スト破壊
をゆるすな!

三、一九〇二一ストは、清算事業団労働者一五〇〇名への解雇という、労働運動史上をとつても未曾有の大量解雇強行に對して、動労千葉・国労が共にストに起ちあがるとう国鉄労働運動上の画期をなす闘いになろうとしていた。このあまりにも不当・理不尽な解雇に反對した、正義のストの爆発に恐怖したJR東日本とJR総連・革マルは徹底した弾圧を画策した。JR総連は「ス

ト参加者の会社施設・庁舎内の立ち入りについては、絶対に許すことにはできない」「組合事務所内・外にスト参加者がたむろする状況は、到底容認できない」「スト参加予定者に対する会社施設(寢室)の提供について拒否されたい」などとする「申し入れ」をJR東日本に出し、東日本はこれをうけてスト弾圧を開始した。スト前日の一八日朝から運転区構内への動労千葉役員の立ち入りの拒否、組合事務所の封鎖、駅泊り、前泊、後泊の休養室の使用禁止などはみな、このJR総連革マルの「申し入れ」をうける形で強行されたのだ。スト破り乗務とこうした弾圧をもって、JR東日本とJR総連革マルは、動労千葉と国労が七十二時間のストを行っても、列車が一本も止まらないような徹底したスト圧殺体制でのぞもうとしていたのだ。

戦術拡大は
100%
正当な
争議行為!

これに對して、戦術拡大一一二時間前だおしが、このスト圧殺体制の根幹をうちやぶる大打撃を与えたことに対するの反動として、今回の不当処分策動がある。
くり返して言うが、今回の我々のストは一〇〇%労働関係調整法にのつとつたストである。
「違法」といわれるスジは一切ない。むしろ違法を行っているのはJR東日本である。我々はより一層団結をうちかため、一切の反動をはねかえして、事業団闘争勝利へ更に闘い抜こう。

首切り撤回! JRは地労委命令を守れ!

JR東日本スト中止(申し入れ)を拒否

90年代の勝利へ、新たな10年を切りひらこう!